

〇 第5章 計画の推進

1 施策の実施目標

社会情勢の変化による新たな人権課題などに対応するためには、人権に関する具体的な施策の進捗状況について把握することが必要です。

このため、施策の到達目標を定めるとともに、人権担当課及び施策所管課において毎年度、施策の評価（成果）と課題の整理など、進行管理を行い以降の施策展開に生かします。

2 計画の推進体制

（1）市民・企業等との協働

『高槻市人権施策基本方針』に示された「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」を図るためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、様々な人権問題を自己自身の問題と捉えることが大切です。

このため、市民等と行政との適切な役割分担を前提に、市民等が主体的に行う啓発活動に協力・支援します。併せて、社会的責任として人権を尊重した活動が求められる企業とも連携し、人権課題解消に向けた取組の推進を図ります。

（2）関係機関等との連携

市民の人権を擁護・保護するため、人権に関する機関・団体との情報交換や連携を強化します。また、国・府及び近隣自治体との有機的な連携に努めます。

(3) 庁内の推進体制

人権施策を総合的・横断的に推進するため、施策の実施状況の点検や集約を行うとともに、人権に関する庁内の組織である人権擁護推進本部や人権啓発幹事会などを活用し、適切な進行管理に努めます。

また、市職員等に対し、業務の執行にあたり人権問題に気付き、適切な対応ができるよう、人権感覚を高めるための人権研修の充実を図ります。

3 計画推進の留意事項

- ・人権尊重を基本とし、多様化・複雑化する人権課題に対し、より総合的な視点で臨むものとします。
- ・本市における女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権に関する他の計画等との連携を図ることに留意し、効果的・効率的に計画を推進します。
- ・今日的な人権課題に対応し得るよう、施策の所管課間において、人権に関する情報の共有化に努めるものとします。

□計画の体系

【計画の位置付け及び基本理念】

計画の位置付け

- ・総合戦略プランの目標達成に寄与する計画
- ・人権施策基本方針を基に、多文化共生施策推進基本指針の理念を念頭に置き、施策を推進する計画

